平成２９年（フ）第１０１号
愛知県豊橋市花田町字斉藤60番地
債務者　北村伊佐雄
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植村　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２４号
石川県羽咋市御坊山町12番地１　御坊山定住促進住宅２号棟　205号
債務者　和田　純子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三林　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１２２３号
北海道北広島市輝美町７番地１　Ａ７－27
債務者　久世由希子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　陽行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
富山市柳町３丁目１番６号
債務者　まごころ倶楽部こと　三村　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　衛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６６号
横浜市青葉区鴨志田町542番地２　セシカスズキ101
債務者　久保山和子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４３号
静岡県榛原郡川根本町千頭1007番地の１
債務者　内野　博康
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７６号
埼玉県幸手市東２丁目37番31号　シャルマンハウス107
債務者　齊藤　香織
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
静岡市清水区庄福町３番15号
債務者　杉澤　利昭
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間　　光洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９０号
兵庫県芦屋市浜町９番21－408号
債務者　吉尾　行雄
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１００８号
名古屋市千種区今池５丁目３番６号　サンパーク今池201号
債務者　上野　秀夫
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**真**家　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
長崎県諫早市長野町1502番地５　ピュアステージⅡ106号、旧住所長崎県諫早市野中町660番地１
債務者　池田　充洋
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１３号
秋田市手形住吉町２番１号　エアフォルク手形101号
債務者　鎌田　春花
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４号
秋田市保戸野鉄砲町２番16号　メゾンセラミック401号
債務者　阿久津建具こと　阿久津　靖
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１７号
秋田市保戸野鉄砲町１番33号　コーポ川村Ｂ－８号
債務者　三浦　文江
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２３号
秋田市中通５丁目11番８号　サンフレンドビル401号
債務者　小坂　有生
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２４号
秋田県男鹿市船越字狐森16番地２
債務者　米屋　拓子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１号
福島市南沢又字桜内30番地の12
債務者　二階堂仁司
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福島地方裁判所